

## 第4章 学年，学期及び休業日

第16条 学年は，4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第17条 学年を分けて次の2期とする。ただし，前学期の終了日，後学期の開始日は，学年暦編成上の必要により変更することがある。

前学期 4月1日に始まり9月30日に終わる。

後学期 10月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第18条 休業日は，次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 本大学創立記念日5月15日

(4) 春季休業 3月21日から3月31日まで

(5) 夏季休業 7月11日から9月10日まで

(6) 冬季休業 12月25日から翌年1月7日まで

(7) 前各号に掲げるもののほか，学長が指定する日

2 前項の規定にかかわらず，教育上必要があると認めるときは，同項の休業日を授業日に変更することができる。